

議員提出議案第1号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年8月30日

村 上 泰二郎
前 住 孝 行
福 浜 隆 宏
藤 縄 喜 和
東 田 義 博
河 上 定 弘
前 田 伸 一
坂 野 経三郎
尾 崎 薫
伊 藤 保
中 島 規 夫
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
内 田 隆 嗣
松 田 正
安 田 由 毅
野 坂 道 明

西 村 弥 子
山 川 智 帆
市 谷 知 子
語 堂 正 範
入 江 誠
鳥 羽 喜 一
前 原 茂
浜 田 妙 子
興 治 英 夫
川 部 洋
広 谷 直 樹
斉 木 正 一
内 田 博 長
浜 田 一 哉
鹿 島 功
銀 杏 泰 利

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 議員報酬は、議会の議員の職について日から、退職等（任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなることをいう。以下同じ。）となったときはその日（次条第1項の規定に該当することとなった議員が同項に規定する閉会月の末日までに退職等となったときは、当該月の前月の末日）まで、死亡したときはその月の末日まで支給する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により議員報酬を支給する場合の議員報酬の額は、月の1日から末日まで支給する場合を除き、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。</u></p> <p>(議員報酬の支給制限)</p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(議員報酬の支給制限)</p>

第2条の2 議会の議員が、一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の全てを欠席したときは、当該定例会の開会の日の属する月（以下この項において「閉会月」という。）の翌月から同日後に開催される定例会若しくは臨時会における会議又は委員会（以下「本会議等」という。）のいずれかに最初に出席した日の属する月（閉会月と同一月であるときは、その翌月）までの議員報酬は、支給しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第1条に規定する公務
上の災害又は通勤による災害のために欠席したとき。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となつたために欠席したとき。

(3) 出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前から出産後8週間以内において欠席したとき。

(4) 育児又は介護のために欠席したとき。

(5) 負傷又は疾病の療養のために欠席した場合であつて、医師の診断書の提出があつたとき（議長がやむを得ないと認め

るときに限る。）。

2 議会の議員が、その任期中において本会議等を欠席した日から引き続き1年間本会議等の全てを欠席（前項第1号から第4号までに掲げる場合における欠席を除く。）したときは、当該1年を経過する日の属する月の翌月から同日後に開催される本会議等のいずれか最初に最初に出席した日の属する月（当該1年を経過する日の属する月と同一月であるときは、その翌月）までの議員報酬は、支給しない。

議会の議員のうち、その任期中において議会、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定により会議規則で定める議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「議会等」という。）の会議を欠席した日から引き続き1年間議会等の会議を欠席したもの（公務上の災害、結核等の感染症その他これらに類するものとして議長が認める理由による欠席が含まれる者を除く。以下「長期欠席者」という。）については、当該長期欠席者に該当することとなった日の属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、長期欠席者が議会等に出席したときは、当該出席した日の属する月以降の議員報酬を支給する。

第2条の3 前条の規定にかかわらず、議会の議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日の翌日の属する月から当該処分を解かれた日の前日の属する月までの議員報酬は、その支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該議員は、これを速やかに返納しなければならない

い。

2 前項の規定による議員報酬の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。

(1) 公訴を提起しない処分があった場合

(2) 無罪、免訴又は公訴棄却の裁判が確定した場合

3 第1項の規定による議員報酬の支給停止に係る刑事事件について、有罪の裁判が確定したときは、次に掲げる月分の議員報酬は、支給しない。

(1) 第1項の規定による支給停止を受けた月（支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月を含む。）

(2) 当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の翌期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

(3) 当該有罪の裁判において言い渡された罰金又は科料を完納しないことにより労役場に留置された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

(期末手当)

第3条 議会の議員で6月1日又は12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ議長が別に定める日(以下「支給日」という。)に、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職等となり、又は死亡した議員についても、同様とする。

2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に100分の142を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間(以下「対象期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当の支給制限)

第3条の2 略

2 前条第2項の規定にかかわらず、対象期間中に第2条の2第1項若しくは第2項又は第2条の3第3項の規定により議員報酬を支給されなかった月がある場合の期末手当の額は、前項の規定に該当する場合を除き、前条第2項の規定により算定された額に対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間にお

(期末手当)

第3条 議会の議員で6月1日又は12月1日にそれぞれ在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に100分の142を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間(以下「対象期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当の減額等)

第3条の2 略

2 前条第2項の規定にかかわらず、長期欠席者の期末手当の額は、前項の規定に該当する場合を除き、前条第2項の規定により算定された額に対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

額) とする。

ける在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に
1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とす
る。

第3条の3 期末手当のうち、第3条第2項の規定により算定さ
れた額に対象期間中の第2条の3第1項の規定により議員報酬
の支給を停止された月（支給を停止されるべきであった月分の
議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月を含ま
む。）数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗
じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを
切り捨てた額）に相当する部分は、その支給を停止する。この
場合において、支給を停止されるべきであった部分の期末手当
で既に支給を受けたものがあるときは、当該議員は、これを速
やかに返納しなければならない。

2 第2条の3第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支
給停止の解除について準用する。

第3条の4 支給日に期末手当を支給することとされていた議員
で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各
号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を停止す

る。この場合において、支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該者は、これを速やかに返納しなければならない。

(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕（当該逮捕に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限る。）された場合

2 前項の規定による期末手当の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。ただし、第3号に該当する場合において、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他支給することが支給停止の目的に明らかに反すると議長が認めるときは、この限りでない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 公訴を提起しない処分があった場合

(3) 起訴をされることなく当該支給停止に係る期末手当の基

準日から起算して1年を経過した場合

3 第3条第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給
することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職
等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、そ
れぞれ当該各号に定める期末手当は、支給しない。

(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に禁錮

以上の刑に処せられた場合 当該支給日に係る期末手当

(2) 第1項の規定による期末手当の支給停止に係る刑事事件
について禁錮以上の刑に処せられた場合（前項の規定により
その支給を停止された期末手当を支給することとされた場合
を除く。） その支給を停止した期末手当（支給を停止される
べきであった期末手当で既に支給を受けたものを含む。）

(旅費)

第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をする
ときは、旅費を支給する。

(1) 略

(2) 招集に応じて、議会等（議会、委員会又は地方自治法

(旅費)

第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をする
ときは、旅費を支給する。

(1) 略

(2) 招集に応じて、議会等に出席するとき。

<p>(昭和22年法律第67号) 第100条第12項の規定により会議規則で定める議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場をいう。次号において同じ。) に出席するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
---	-------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議会の議員については、施行の日以後に支給する議員報酬及び期末手当について、改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第2条の3、第3条の2及び第3条の3の規定を適用する。